



# 協同組合アキュムレーション 組合報

2016 October

VOL.5

秋晴れの心地よい季節となり、皆様におかれましてはご健勝のこととお慶び申し上げます。

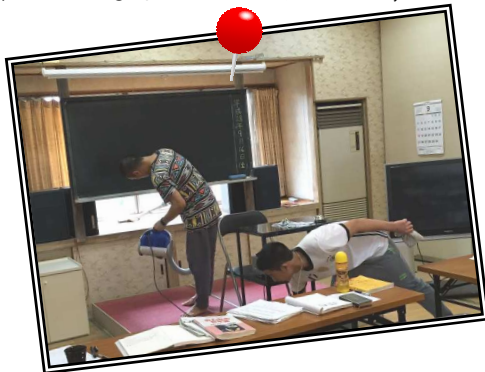
さて、10月に入り、1ヶ月の講習を終えた実習生達が続々と会社へ配属されています。配属の際は、市役所への転入手続きや口座開設などの他、寮でのごみの出し方や会社の規則など、新しく教えなければならないことも多く、皆様方にもご協力をいただいております。

実習生も、新しい環境での生活の中、不安なこともあるかと思えます。3年間、実りのある日々を送れるよう、ご指導の程、宜しくお願い申し上げます。

## ～実習生日記～

現在、Axis言語教育学院では、中国人とベトナム人の実習生が生活しています。どんな場面でも、人数が多いと協調性が必要です。寮生活を通して、規則正しい生活リズムや人との繋がりを学び、社会へ出てからもその経験が大いに役に立つことを願います。

今回はそんな一場面をご紹介します。掃除は朝のうちに済ませます。人数が多いので、きちんと役割分担を決めています。ごみの出し方も、メモを見ながら忘れずに行いましょう！授業が終わってからは、食事の準備や運動、日本語勉強の復習、家族や友達に連絡を取るなど様々です。最近では“なわとび”が人気です。



## ～事務局から～ **重要事項！！**

現在、技能実習生は、入国1年目から労働基準法上の労働者として、労働基準関係法令の適用を受けることになっています。よって、技能実習生を雇用するにあたり、受け入れ企業は、技能実習生の雇入れ・離職の際、その氏名、在留資格などを期間内にハローワークに届け出る必要があります。届け出をしなかったり虚偽の届け出を行った場合、30万円以下の罰金を科せられることがありますので、皆様忘れずに届け出を行うよう、何卒宜しくお願い申し上げます。詳しくは「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」と検索して下さい。

また、今月15日、朝日新聞デジタルに、フィリピン人技能実習生が長時間労働による過労で死亡したニュースが掲載されました。（同封の別紙参照）時間外労働の限度に関する基準については、上記の「技能実習生の労働条件の確保・改善のために」でも詳細が確認できますので、皆様、十分ご理解の上、ご注意下さいますようお願い申し上げます。

## ～連絡先～

【事務局Tel】 048-755-9591 受付時間 平日(9:00～18:00)

【組合職員携帯】 090-8089-7705 (24時間体制) お気軽にお問い合わせ下さい。

